

京都市まち美化事務所規則等の一部を改正する規則を公布する。

平成21年3月31日

京都市長 門川 大作

京都市規則第99号

京都市まち美化事務所規則等の一部を改正する規則

(京都市まち美化事務所規則等の一部改正)

第1条 次に掲げる規則の規定中「所轄局長」を「環境政策局長」に改める。

- (1) 京都市まち美化事務所規則第7条及び別表備考
- (2) 京都市クリーンセンター規則第9条
- (3) 京都市生活環境美化センター規則第6条
- (4) 京都市環境保全資金融資規則第18条
- (5) 京都市埋立事業管理事務所規則第6条
- (6) 京都市廃棄物の減量及び適正処理等に関する規則第42条
- (7) 京都市環境影響評価等に関する条例施行規則第31条
- (8) 京都市産業廃棄物の不適正な処理の防止等に関する条例施行規則第14条
- (9) 京都市魚アラリサイクルセンター規則第6条

(京都市地球温暖化対策条例施行規則の一部改正)

第2条 京都市地球温暖化対策条例施行規則の一部を次のように改正する。

第13条中「所轄局長」を「環境政策局地球温暖化対策担当局長」に改める。

(京都市立芸術大学事務分掌規則等の一部改正)

第3条 次に掲げる規則の規定中「所轄局長」を「行財政局長」に改める。

- (1) 京都市立芸術大学事務分掌規則第6条
- (2) 京都市立芸術大学授業料の減免の取扱いに関する規則第7条
- (3) 京都市歴史資料館事務分掌規則第5条
- (4) 京都市行政手続法及び京都市行政手続条例の施行に関する規則第15条

(京都市職員の育児休業等に関する規則等の一部改正)

第4条 次に掲げる規則の規定中「所轄局長」を「行財政局組織・人事担当局長」に改める。

- (1) 京都市職員の育児休業等に関する規則第11条
- (2) 京都市労働者災害補償保険法の適用を受ける非常勤職員公務災害等補償規則第15条
- (3) 京都市職員特殊勤務手当支給規則第17条第3項、第18条第3項及び第19条
- (4) 京都市地域水道事業及び特定環境保全公共下水道事業に関する事務の委任に関する規則第3条
- (5) 京都市水路等の管理に関する事務の委任に関する規則第3条
- (6) 京都市職員の公正な職務の執行の確保に関する条例施行規則第11条

(京都市東京事務所規則等の一部改正)

第5条 次に掲げる規則の規定中「所轄局長」を「総合企画局長」に改める。

- (1) 京都市東京事務所規則第6条
- (2) 京都市国際交流賞規則第3条
- (3) 京都市個人情報保護条例施行規則第5条第1項第6号、同条第2項第2号及び第32条

(4) 京都市大学のまち交流センター条例施行規則第8条

(5) 京都市情報公開条例施行規則第20条

(6) 京都市移動通信用鉄塔施設整備事業に係る分担金に関する条例施行規則第2条

(京都市市民参加推進条例施行規則の一部改正)

第6条 京都市市民参加推進条例施行規則の一部を次のように改正する。

第9条中「所管局長」を「総合企画局長」に改める。

(京都市市民栄誉賞規則等の一部改正)

第7条 次に掲げる規則の規定中「所轄局長」を「総合企画局政策調整・広報担当局長」に改める。

(1) 京都市市民栄誉賞規則第2条

(2) 京都市有功者の表彰等に関する規則第6条

(元離宮二条城事務所規則等の一部改正)

第8条 次に掲げる規則の規定中「所轄局長」を「文化市民局長」に改める。

(1) 元離宮二条城事務所規則第6条

(2) 京都市交響楽団規則第6条

(3) 京都市動物園事務分掌規則第6条

(4) 京都市美術館事務分掌規則第7条

(5) 京都市集会所新築等補助金交付規則第12条

(6) 京都市印鑑条例施行規則第30条

(7) 京都市文化財保護事業補助金交付規則第13条

(8) 京都市文化財保護事業資金融資規則第22条

(9) 京都市スポーツ栄誉賞規則第2条

(10) 京都市運動施設の使用手続及び使用料の減免の特例に関する規則第

13条

- (11) 京都市人権啓発活動補助金交付規則第12条
- (12) 京都市男女共同参画推進条例施行規則第4条
- (13) 京都市区行政の総合的な推進に関する規則第10条
- (14) 京都市消費生活条例施行規則第26条
- (15) 京都市路上喫煙等の禁止等に関する条例施行規則第10条
- (16) 京都市地域改善対策奨学金等の返還の債務の取扱いに関する条例施行規則第9条

(京都市中央卸売市場第一市場事務分掌規則等の一部改正)

第9条 次に掲げる規則の規定中「所轄局長」を「産業観光局長」に改める。

- (1) 京都市中央卸売市場第一市場事務分掌規則第6条
- (2) 京都市農機具貸付規則第15条
- (3) 京都市中央卸売市場第二市場規則第7条
- (4) 京都市中央卸売市場業務条例施行規則第135条
- (5) 京都市伝統産業技術者研修規則第15条
- (6) 京都市林業労働者共済事業補助金交付規則第11条
- (7) 京都市水産振興補助金交付規則第12条
- (8) 京都市農業指導所規則第6条及び別表備考
- (9) 京都市有害獣捕獲施設設置補助金等交付規則第12条
- (10) 京都市土地改良事業補助金交付規則第13条
- (11) 京都市林業・木材産業構造改革事業補助金交付規則第13条
- (12) 京都市産業技術研究所事務分掌規則第6条
- (13) 京都市上弓削農業集落排水処理施設条例施行規則第11条
- (14) 京都市京北農林事務所規則第6条

(京都市中央卸売市場業務条例施行規則の一部を改正する規則の一部改正)

第10条 京都市中央卸売市場業務条例施行規則の一部を改正する規則(平成21年1月28日規則第61号)の一部を次のように改正する。

附則第2項中「所管局長」を「産業観光局長」に改める。

(京都市中小企業技術者研修規則の一部改正)

第11条 京都市中小企業技術者研修規則の一部を次のように改正する。

第15条中「主管局長」を「産業観光局長」に改める。

(京都市宇多野ユースホステル条例施行規則の一部改正)

第12条 京都市宇多野ユースホステル条例施行規則の一部を次のように改正する。

第8条中「所轄局長」を「産業観光局観光政策監」に改める。

(京都市生活保護法等施行細則等の一部改正)

第13条 次に掲げる規則の規定中「所轄局長」を「保健福祉局長」に改める。

- (1) 京都市生活保護法等施行細則第15条
- (2) 京都市身体障害者福祉法施行細則第8条
- (3) 京都市若杉学園事務分掌規則第5条
- (4) 京都市老人福祉法施行細則第9条
- (5) 京都市醍醐和光寮事務分掌規則第5条
- (6) 京都市手話通訳者認定規則第9条
- (7) 京都市知的障害者福祉法施行細則第11条
- (8) 京都市知的障害者措置費徴収規則第6条
- (9) 京都市老人福祉措置費徴収規則第8条
- (10) 京都市身体障害者リハビリテーションセンター事務分掌規則第6条

- (11) 京都市重度心身障害者医療費支給条例施行規則第14条
- (12) 京都市身体障害者措置費徴収規則第6条
- (13) 京都市母子家庭等医療費支給条例施行規則第15条
- (14) 京都市子ども医療費支給条例施行規則第11条
- (15) 京都市精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則第13条
- (16) 京都市こころの健康増進センター事務分掌規則第6条
- (17) 京都市介護保険規則第33条
- (18) 京都市敬老乗車証条例施行規則第8条
- (19) 京都市障害者自立支援法施行細則第11条
- (20) 京都市後期高齢者医療に関する規則第9条

(京都市中央保護所管理規則の一部改正)

第14条 京都市中央保護所管理規則の一部を次のように改正する。

第13条中「所管局長」を「保健福祉局長」に改める。

(京都市老人医療費支給条例施行規則の一部改正)

第15条 京都市老人医療費支給条例施行規則の一部を次のように改正する。

第15条中「主管局長」を「保健福祉局長」に改める。

(京都市児童福祉センター事務分掌規則等の一部改正)

第16条 次に掲げる規則の規定中「所轄局長」を「保健福祉局子育て支援担当局長」に改める。

- (1) 京都市児童福祉センター事務分掌規則第7条
- (2) 京都市母子及び寡婦福祉法施行細則第16条
- (3) 京都市特例児童扶養資金の償還の免除に関する条例施行規則第5条

(京都市児童館及び学童保育所条例施行規則の一部改正)

第17条 京都市児童館及び学童保育所条例施行規則の一部を次のように改正する。

第6条中「所管局長」を「保健福祉局子育て支援担当局長」に改める。

(京都市衛生公害研究所事務分掌規則等の一部改正)

第18条 次に掲げる規則の規定中「所轄局長」を「保健福祉局保健衛生担当局長」に改める。

- (1) 京都市衛生公害研究所事務分掌規則第6条
- (2) 京都市立看護短期大学修学資金貸与規則第18条
- (3) 京都市立病院事務分掌規則第6条
- (4) 京都市病院事業に係る病院及び診療所の管理等に関する規則第12条
- (5) 京都市家庭動物相談所規則第6条
- (6) 京都市立病院准看護師奨学資金貸与規則第17条
- (7) 京都市食品衛生に関する優良施設及び功労者表彰選定規則第7条
- (8) 京都市桃陽病院事務分掌規則第5条
- (9) 京都市立看護短期大学事務分掌規則第6条
- (10) 京都市立京北病院事務分掌規則第5条

(京都市市医規則の一部改正)

第19条 京都市市医規則の一部を次のように改正する。

第3条各号列記以外の部分中「の各号」を削り、同条第3号中「所轄局長」を「保健福祉局保健衛生担当局長」に改める。

第5条中「所轄局長」を「保健福祉局保健衛生担当局長」に改める。

(京都市既成宅地防災工事資金融資規則等の一部改正)

第20条 次に掲げる規則の規定中「所轄局長」を「都市計画局長」に改め

る。

- (1) 京都市既成宅地防災工事資金融資規則第17条
- (2) 京都市風致地区条例施行規則第27条
- (3) 京都市優良再開発建築物整備促進事業補助金交付規則第16条
- (4) 京都市伝統的建造物群保存地区補助金交付規則第12条
- (5) 京都市市街地景観整備補助金交付規則第12条
- (6) 京都市市街地景観整備活動団体支援規則第25条
- (7) 京都市土地利用の調整に係るまちづくりに関する条例施行規則第15条

(京都市仮設共同住宅規則等の一部改正)

第21条 次に掲げる規則の規定中「所轄局長」を「都市計画局住宅政策担当局長」に改める。

- (1) 京都市仮設共同住宅規則第13条
- (2) 京都市市街地住宅供給促進事業補助金交付規則第12条
- (3) 京都市市営住宅条例施行規則第23条

(京都市土木事務所規則等の一部改正)

第22条 次に掲げる規則の規定中「所轄局長」を「建設局長」に改める。

- (1) 京都市土木事務所規則第6条及び別表備考
- (2) 京都市南部区画整理事務所規則第6条
- (3) 京都市私道舗装助成金支給規則第12条
- (4) 京都市土地区画整理事業移転資金融資規則第18条
- (5) 京都市準用河川管理規則第7条
- (6) 京都市道路附属物自動車駐車場の駐車料金等に関する規則第8条
- (7) 京都市道路附属物駐車場の自転車等の駐車料金等に関する規則第9

条

(8) 京都市自動車放置防止条例施行規則第8条

(9) 京都市自転車等駐車場条例施行規則第11条

(京都市土地区画整理事業清算金等徴収及び交付事務規則の一部改正)

第23条 京都市土地区画整理事業清算金等徴収及び交付事務規則の一部を次のように改正する。

第10条各号列記以外の部分中「所轄局長」を「建設局長」に改め、「の各号」を削る。

(京都市危機管理規則の一部改正)

第24条 京都市危機管理規則の一部を次のように改正する。

第9条中「所轄局長」を「消防局長」に改める。

(京都市地域水道の管理に関する条例施行規則等の一部改正)

第25条 次に掲げる規則の規定中「所轄局長」を「上下水道局長」に改める。

(1) 京都市地域水道の管理に関する条例施行規則第15条

(2) 京都市京北地域水道の管理に関する条例施行規則第7条

(3) 京都市京北特定環境保全公共下水道条例施行規則第12条

(京都市教育扶助資金給付規則の一部改正)

第26条 京都市教育扶助資金給付規則の一部を次のように改正する。

第12条中「所轄局長」を「文化市民局長又は保健福祉局長」に改める。

(京都市里道管理条例施行規則等の一部改正)

第27条 次に掲げる規則の規定中「所轄局長」を「産業観光局長又は建設局長」に改める。

(1) 京都市里道管理条例施行規則第14条

(2) 京都市水路等管理条例施行規則第16条

(京都市児童福祉法等施行細則等の一部改正)

第28条 次に掲げる規則の規定中「所轄局長」を「保健福祉局長又は保健福祉局子育て支援担当局長」に改める。

(1) 京都市児童福祉法等施行細則第19条

(2) 京都市児童福祉施設措置費等徴収規則第5条

(京都市駐車場条例施行規則の一部改正)

第29条 京都市駐車場条例施行規則の一部を次のとおり改正する。

第24条中「所轄局長」を「都市計画局長又は建設局長」に改める。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

(総務局総務部文書課)